事業報告書　2020年4月1日～2021年3月31日

第1号事業 「被害者に対する電話相談及び面接相談事業」

項　　目	業　　務　　内　　容
1 電話相談 （手紙、FAX、メールを含む）	総件数 4,309件（前年度件数3,985件）　　月平均 359件 （相談者数 1,318名 ～ 男性 402名、女性 898名、不明 18名） 4月 202　5月 301　6月 355　7月 355 8月 331　9月 412　10月 451　11月 408 12月 434　1月 329　2月 306　3月 425
被害別受理状況	・殺人 566　・DV 20 ・強盗 110　・ストーカー 51 ・強制性交等 998　・交通被害 789 ・強制わいせつ 737　・財産的被害 142 ・他の性被害 157　・その他の被害 114 ・暴行・傷害 316　・死別、自殺 9 ・虐待 7　・その他 293
相談結果	4,309件中
助言等	（4,075件）
面接引継	（71件）
他機関等の教示・紹介	（163件） 内訳 ・弁護士関係 71 ・東京都相談関係機関 22 ・女性相談窓口 14 ・警察 13 ・他府県支援組織 13 ・精神保健関係 11 ・福祉関係 11 ・民間相談機関 7 ・医療関係 1 ・検察、裁判所関係 0
相談実施時間	・ 総実施時間（電話のみ）　36,505分（約608時間） ・ 平均実施時間　約12分／回
2 面接相談 （ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ）	総件数 635件 （前年度件数 1,101件）　　月平均 53件 （相談者数 153名 ～ 男性 39名、女性 114名） 4月 5　5月 8　6月 17　7月 46 8月 50　9月 66　10月 84　11月 76 12月 77　1月 63　2月 67　3月 76

	面接相談については、電話等による相談内容から判断して、早期に情報提供等の支援が必要な人や、精神的被害等を受けて、継続的な面接が必要な人に対して実施している。 2020年度からは東京都が行う経済的支援制度の説明と申請書類作成の補助を行っている。
被害別 受理状況	・殺人 62　・暴行・傷害 53 ・強盗 4　・交通被害 99 ・強制性交等 239　・その他の被害 3 ・強制わいせつ 119　・その他 5 ・他の性被害 51
相談結果 (153名中)	・ 面接継続中 100 名 ・ 終結 53 名
相談の端緒 (153名中)	・電話相談 71 名 (うち、警視庁犯罪被害者支援室から 53 名) ・他機関等からの紹介 30 名 ・同行家族等 21 名 ・来所者 11 名 ・昨年度からの継続 20 名
支援内容	ケース 交通死亡事故遺族 (40代) ご主人を交通事故で亡くした奥様ご本人から相談電話に入電。初回電話の時点ですでに刑事裁判は終了しており、不眠など精神的な不調が主訴であった。 面接を実施し、TGTP(外傷性悲嘆治療プログラム)を実施することとなった。新型コロナウイルス感染拡大防止のため2020年度よりオンライン面接を行っており、本ケースもオンラインでのTGTP実施となった。 面接前は感情が乏しく、将来への不安を強く訴えていたが、面接が進むにつれて、ご主人との豊かな思い出を取り戻し、「今後の人生を落ち着いて考えられるようになった」と自身の状態を語った。 またオンラインでの面接に関しては、「勤務時間の都合上、オンラインでなければ面接を受けることは難しかった」とのことで、感染防止の観点だけでなく、相談者の利便性という意味でもオンライン面接の意義を感じた。 ＊ 事例には若干の変更を加えている。 2008年4月から開始された東京都との協働事業において、精神科医及び臨床心理士による専門的な精神的ケアを、必要に応じて提供できるようになった。従来からの相談員による相談・支援活動に加え、専門家による精神的ケアを同時に提供することによって、より効果的な支援が可能となっている。 今後も被害者の状況に応じて相談員と臨床心理士が連携を図り、それぞれの役割を生かしながら適切な支援を行っていきたい。
相談実施時間	・ 総実施時間 33,351分(約556時間) ・ 平均実施時間 約53分／回

第2号事業 「被害者への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業」

被害者への直接的支援事業	2001年4月から本事業を開始し、警察署、病院及び裁判所等への付添い、自宅訪問等の支援を行っている。
支援対象	総対象者 123名 （前年対象者数 111名） ・殺人 14　・他の性被害 1 ・強盗 3　・暴行・傷害 4 ・強制性交等 40　・交通被害 34 ・強制わいせつ 25　・その他の被害 2
支援状況	総件数 564件 （前年件数 457件）　月平均 47件 ・裁判所付添 172　・自宅訪問 6 ・代理傍聴 24　・関係機関付添 89 ・検察庁付添 172　・病院付添 5 ・警察署付添 7　・その他 89 ※「その他」とは、ケース会議や送迎である。
支援内容	ケース 性犯罪被害者 本人(10代) 東京地方検察庁犯罪被害者支援室より、被害者の証人尋問が予定されているため、付添支援をお願いしたいとの支援依頼があり、都民センターにつながった。 被害者は中学生で、帰宅途中に知人男性から被害を受けた。被害後は体調不良や不安感から学校を休んでいる状況が続いていた。 検察庁での証人打ち合わせ、裁判所での証人尋問にそれぞれ付添を実施した。手続に関して弁護士への相談も予定しているということだったので、その際も同席し、以降弁護士と連携しながらの支援となった。 証人尋問では、涙を流して「(これ以上の証言は)もう無理」と訴える場面もあったが、被害者の不安などを聞き取り、それを軽減するためにどうしたらよいかを裁判所とも相談しながら対応し、何とか最後まで終えることができた。終了後には、被害者もほっとした様子だった。 その後も引き続き刑事手続に関する相談対応を行っている。並行して被害者のカウンセリングも実施している。 ＊ 事例には若干の変更を加えている。 早期援助団体の利点を生かし、事件後早い時期から関係機関と連携して直接的支援を行っていきたい。

第3号事業「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業」

給付金の申請の補助	電話相談や面接相談の際に犯罪被害者等給付金申請について説明、関係機関への付添い等の支援を行った。 2件実施

第4号事業 「被害者自助グループへの支援事業」

被害者自助グループへの支援事業	犯罪被害者の遺族（交通死亡事故を含む）が、お互いの苦悩・悲しみを語り合うことにより、精神的苦痛や悲嘆を乗り越えていくことを目的とした「自助グループ」活動及び自助グループメンバーに対する支援を行った。
支援実施状況	1 犯罪被害者遺族自助グループ交流会（会員30名）　　休止 2 市原刑務所における被害者の感情理解プログラム（5回）、東京家庭裁判所における交通講習の講師派遣（13回）等 3 警察署等における講演活動の連絡調整

第5号事業 「関係機関・団体等との連携による被害者支援事業」

（「公益財団法人日本財団」預保納付金支援事業）

1 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業	被害者支援活動の推進にあたって、関係機関団体主催の会議に参加したほか、合同会議の開催などを通じて連携体制を強化するとともに、個々の相談支援活動においても関係機関の担当者と連絡・調整を行った。
関係機関・団体との連携	・ 全国被害者支援ネットワーク関東甲信越ブロック事務局長会議（書面開催）にて、情報交換を図った。 ・ 警察庁「交通事故被害者サポート事業検討会」に出席し、意見交換を行った。（3回:9月2日、12月19日、2月26日） ・ 警察庁「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」に参加し、意見交換を行った。（11月25日） ・ 内閣府「中央交通安全対策会議専門委員会会議」に出席し、意見交換を行った。（2月4日） ・ 東京都総務局人権部、警視庁犯罪被害者支援室との合同会議を行い連携強化に向けて、情報共有や意見交換を行った。（8回：6月26日、7月29日、8月27日、9月30日、10月29日、12月24日、2月16日、3月23日） ・ 東京都総務局人権部「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業に係る連絡調整会議」に出席し、連携強化に向けて情報共有や意見交換を行った。（10月9日） ・ 犯罪被害者支援関連団体と東京三弁護士会犯罪被害者支援に関する協議会に出席し、活動状況について報告し、今後の連携について意見交換を行った。（2月17日） ・ その他、関係機関等と連絡・調整を図り、相互の業務内容を共有するなどして、個々の被害者の状況に応じた支援活動を実施した。（随時）
区（市）及び東京都犯罪被害者支援連絡会との連携	・ 「東京都犯罪被害者支援連絡会」に出席し、各機関・団体における相互理解と連携強化を図った。（実務担当者:10月15日、総会:2月22日（書面開催）） ・ 「犯罪被害者等支援を進める会議」において、各機関・団体における相互理解と情報共有を図った。（11月20日）

	・　東京都「女性も男性も輝くTOKYO会議」に出席し、各機関・団体における相互理解を図った。(12月18日) ・「東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会」に出席し、各機関・団体における相互理解を図った。(12月25日) ・　練馬区「犯罪被害者等支援推進連絡会議」に出席し、連携強化に向けて情報共有を図った。(11月11日) ・その他、自治体被害者支援担当部署等と連絡・調整を図り、相互の業務内容を共有するなどして、個々の被害者の状況に応じた支援活動を実施した。(随時)
2　東京都人権部との連携・協働による被害者支援事業	平成20年4月1日から、東京都人権部と協定「東京都における犯罪被害者等支援業務の実施に関する基本協定書」を締結し、連携・協働による被害者支援事業を行っている。 事業内容は、東京都の総合相談窓口を当センター内に設置し、電話・面接相談、病院や警察署等への付添いなどの直接的支援及び精神科医等による精神的支援等のほか、東京都職員等に対する犯罪被害者等への対応能力の向上に必要とされる研修等を実施した。 また、区市町村の相談窓口に対する支援の充実・強化を目的として、「区市町村からの研修生受入」を行った。
研修実施状況	・東京都職員等に対する研修会の実施　6回 （東京都一般職員・関係機関担当者対象　1回 区市町村職員対象　3回 学校関係者対象　1回）
区市町村訪問研修生受入	・　区市町村訪問・助言の実施　0回 ・　区市町村からの研修生受入　1回(1日間) 1名(立川市)
3　加盟民間被害者支援団体との連携	被害者が全国のどこにおいても同質で適切な支援が受けられるようにするため、加盟民間被害者支援団体の相談員等に対し、「直接的支援実地研修」を計画し研修生を募ったが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。 ・直接的支援実地研修　中止

第6号事業「相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業」

（「公益財団法人日本財団」預保納付金支援事業）

相談員・ボランティアの養成及び研修事業	内閣府作成「民間被害者支援団体におけるカリキュラム・モデル案」に基づいて各種研修を実施し、知識・技術の習得・向上に努めた。
1 ボランティア候補者研修	被害者支援の啓蒙、直接的支援活動及び相談業務の拡充を図るため、参加者を公募して被害者支援セミナーを開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。 被害者支援セミナー　　中止
2 基礎研修	被害者支援に必要な基礎的知識を習得するため、ボランティア候補者及びボランティア（現在21名登録）に対し、全国被害者支援ネットワーク発刊の「直接支援員初級マニュアル」等を活用して、当センター役職員及び部外講師による研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。 基礎研修　　中止
3 実地研修	犯罪被害相談員や関係機関等からの研修生等が相談支援活動に関する実務能力を習得するため、電話・面接相談、直接的支援、被害者自助グループ活動を行う際に指導者が同席・同伴して、個別で指導助言を行った。
4 継続研修 内部研修	ボランティア及び犯罪被害相談員等の支援能力の向上及び直接的支援に向けた法令等の習得を図るため、精神科医、弁護士、関係機関等による全体研修及び相談支援室長等による個別研修を行っている。 内部及びボランティア研修　　10回
5 外部研修	被害者支援の関係機関・団体等の見学や他の団体等が行う研修及びセミナー等への参加を通じて、被害者支援に必要な知識及び技能の習得を図った。 ○ 第19回日本トラウマティック・ストレス学会参加（9月21日～22日　3名） ○ 司法福祉全国研究集会参加（1月16日　1名） ○ 国立精神神経医療研究センターPTSD対策研修参加（2月12日　1名） ○ 被害者が創る条例研究会シンポジウム参加（3月6日　3名） ○ 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク研修会参加 ・ フォーラム　（10月16日） ・ 秋期全国研修会　（10月19日　10名、10月20日　3名） ○ 杉並区犯罪被害者支援のつどい参加（12月1日　4名） ○ 警察庁被害者週間行事中央イベント参加（11月27日　2名）

6 事例検討会の実施	実際の相談事例及び直接的支援の実施事例を取り上げ、精神科医、相談支援室長及び相談支援室長代理等からの助言指導のもと事例検討会を実施し、個々の事例に対する適切な相談・支援要領等を検討した。 事例検討会　　52回

第7号事業 「被害者の実態に関する調査及び研究事業」

調査研究事業	・ 第19回日本トラウマティックストレス学会に出席し、トラウマからの回復やPTSDに有効な治療法などについて学んだ。

第8号事業 「被害者支援活動に関する広報及び啓発事業」

広報啓発事業	被害者支援意識の高揚とセンターの事業内容の周知を図るため、以下の広報・啓発活動を実施した。 1　関東管区警察学校、警察署等への講師派遣　8 回 2　全国ネットワーク、他県被害者支援団体への講師派遣　0 回 3　その他の講師派遣　58 回 （検察庁、矯正研修所、司法研修所、自治体、学校等） 4　センター視察・見学　5 回 5　犯罪被害者支援キャンペーン　中止 6　区市町村・警察署・警視庁支援室との合同キャンペーン （品川区：9月9日、杉並区：9月24日、12月1日、八王子市：11月9日、渋谷区：11月17日、文京区：11月25日、千代田区：11月26日、国分寺市：11月26日、豊島区：11月27日） 7　センターニュースの発行　（4月、8月、12月発行：各15,000部） 8　ポスター・リーフレットの作成、警察署等に対するポスター掲出依頼及びリーフレットの活用依頼（7月） ○ ポスター　（B2）　500 枚 ポスター　（A3）　2,150 枚 ポスター　（A4）　3,000 枚 ○ リーフレット（一般用）　195,000 部 リーフレット（直接的支援用）　25,000 部 リーフレット（被害者本人用）　3,000 部 リーフレット（被害者家族用）　3,000 部 リーフレット（遺族《子どもの保護者》用）　3,000 部 リーフレット（関係機関用）　3,000 部 リーフレット（目撃者用）　3,000 部 リーフレット（性被害《子どもの保護者》用）　3,000 部 リーフレット（一般広報用）　3,000 部 ○ 冊子（精神的ケア案内）　3,000 部

	9　自助グループ手記集配布(9月)　32,000 部 10　小冊子「支援活動を通じて考えること」作成(11月)　3,500 部 11　情報紙等への広報 ○ 「メトロガイド6月号」「メトロガイド8月号」「メトロガイド10月号」「メトロガイド12月号」 ○ タブロイド新聞「月刊はいからエスト12月号」(東京版)「季刊誌はいから新年号」 12　クリアファイル作成(7月)　20,000 枚 13　タオルハンカチ作成(10月)　38,000 枚 14　エコバッグ作成(12月)　15,000 個 15　ウェットティッシュ作成(3月)　40,000 個 16　ブック型付せん作成(3月)　11,000 個 17　コルクコースター及び傘カバー作成(3月)　400 個 18 都内区市町村に対する広報記事掲載依頼　(随時) 19 ホームページ及びスマートフォンサイトの改訂　(随時)

第9号事業 「その他本センターの目的を達成するために必要な事業」

会員確保に向けた活動	会員・寄附の獲得のため以下の活動を実施した。 1　センターニュースの発行(年3回) 2　各種講演・講義等の実施 3 犯罪被害者支援自動販売機の設置(新規36台)及び支援企業契約 4　企業訪問等 5　募金箱の設置